

保育・教育施設における給付費及び補助金の不正受給について

横浜市内の保育・教育施設において、給付費や補助金を実態とは異なる内容で申請し、不正に受給していたことが判明しました。

当該保育・教育施設については既に令和2年7月から令和5年3月までの給付費の不正受給に関して、令和5年8月4日付の記者発表により公表していますが、その際、過去の幼稚園型認定こども園当時についても不正受給が見込まれたため、改めて調査を行い金額等が確定しました。また、他の給付費や補助金についても不正がないかを調査したところ、保育士宿舍借り上げ支援事業補助金について新たに不正受給が発覚しました。

幼稚園型認定こども園当時の給付費については、不正受給分の返還を法人に請求し、法人から返還済みです。併せて、民法第704条に基づく利息を請求しています。保育士宿舍借り上げ支援事業補助金についても、不正受給分の返還を法人に請求し、法人から返還済みです。併せて、本市の補助金規則に基づく過料及び加算金を請求しています。

なお、令和5年8月4日付の記者発表における、令和2年7月から令和5年3月までの不正受給分（元金：54,166,450円、加算金：6,563,556円、利息：1,778,966円）についても、既に法人から返還済みです。

1 法人概要

法人名：学校法人横浜二ツ橋愛隣学園
所在地：横浜市瀬谷区二ツ橋町144
代表者：理事長 柴田 哲哉（しばた てつや）
対象施設：幼保連携型認定こども園二ツ橋あいりん幼稚園

2 不正受給の期間及び返還額

- (1) 幼稚園型認定こども園当時の給付費
期間：平成30年7月から令和2年6月まで（うち15か月分）
返還額：計4,274,910円
- (2) 保育士宿舍借り上げ支援事業補助金
期間：令和2年10月から令和4年3月まで
返還額：計360,000円

※令和5年度分については、本市が補助金を支払う前に発覚したため、実態よりも過大に申請した分について、交付決定を取り消しています。

令和4年度分の不正はありませんでした。また、令和元年度以前の申請はありません。

3 不正受給の内容

- (1) 幼稚園型認定こども園当時の給付費

当該園は、雇用前の職員を勤務するものとして届け出ていたほか、実際の勤務時間よりも多く勤務するものとして書類を作成し、給付費を過大に受給していました。

	返還対象の 加算項目	説明	返還額 (合計)	年度別内訳		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	チーム保育 加配加算	国基準による必要な保育 教諭等と他の加算等の数 を超えて保育教諭等を配 置している場合等の加算	887,310円	487,680円	399,630円	—
2	ローテーション 保育教諭雇用費	代休等のローテーション 保育教諭を確保するた めの経費	2,937,600円	979,200円	1,958,400円	—
3	保育者業務支援 事業費助成	保育業務の負担軽減につ ながる取組(保育支援者 の雇用等)に対する助成	450,000円	—	—	450,000円
	計		4,274,910円	1,466,880円	2,358,030円	450,000円

裏面あり

(2) 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

本補助金は、保育士が住む住居（アパート等）を法人が借り上げた場合、法人が払う家賃の金額に対して、横浜市が上限 82,000 円の 3/4 を補助し、残り 1/4 を法人が負担します。

補助対象となる家賃は、法人が負担する金額であるところ、当該法人は、保育士に家賃の一部を負担させているにも関わらず、法人が全額負担しているものとして申請書類を作成し、補助金を過大に受給していました。

返還対象となる補助金	説明	返還額 (合計)	年度別内訳	
			令和2年度	令和3年度
宿舎借り上げ支援事業補助金	保育士が住む住居を法人が借り上げた場合、法人が払う家賃の 3/4 を横浜市が補助	360,000 円	96,000 円	264,000 円

※令和 5 年度分についても、354,000 円を過大に申請。交付前に発覚したため、交付決定を取消。

4 経緯

時期	(1) 幼稚園型認定こども園当時の給付費	(2) 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金
令和 5 年 8 月 4 日	<ul style="list-style-type: none">・ 幼保連携型認定こども園の給付費の不正受給(※)について記者発表・ 併せて、幼稚園型認定こども園当時（令和 2 年 6 月以前）の給付費について調査を開始	
令和 6 年 3 月 8 日		<ul style="list-style-type: none">・ 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金について、不正の疑いがある旨の情報を入手
3 月 27 日	<ul style="list-style-type: none">・ 市による届出書類の最終確認が完了。返還額の確定	
3 月 28 日～		<ul style="list-style-type: none">・ 当該施設に立入調査を行い、徴収した賃金台帳等を基に実態調査を開始
4 月 3 日	<ul style="list-style-type: none">・ 法人に返還額を提示し、返還同意書の提出を指示	
4 月 17 日		<ul style="list-style-type: none">・ 市による書類の最終確認が完了。令和 2 年度・令和 3 年度分の返還額の確定、令和 5 年度分の過大に申請した額の確定・ 法人に金額を提示。
4 月 30 日		<ul style="list-style-type: none">・ 法人が事実を認め、返金に同意
5 月 10 日	<ul style="list-style-type: none">・ 法人が返還金を納入	
5 月 28 日		<ul style="list-style-type: none">・ 令和 2 年度、3 年度、5 年度の補助金交付決定を一部取消、令和 2 年度及び令和 3 年度の不正受給分について返還を命令
6 月 10 日		<ul style="list-style-type: none">・ 法人が返還金を納入
6 月 14 日		<ul style="list-style-type: none">・ 過料処分を実施
6 月 17 日	<ul style="list-style-type: none">・ 法人に対して改善勧告を実施	

5 給付費や補助金に係る不正な事務処理の状況

当該園では、給付費や補助金に関する届出等の請求事務を全て前理事長Aが行っていました。令和5年8月の給付費不正受給を受けて、法人内で改善の取組を進め、前理事長Aは令和5年11月に退任しました。しかしながら、保育士宿舍借り上げ支援事業補助金については、前理事長Aが、退任後も事務の引継ぎを適切に行わず、令和6年3月まで継続して自ら不正を主導しており、新理事長Bへの報告・連絡・相談も行っていないでした。

6 当該法人に対する対応

令和5年5月16日に法令等を遵守した運営管理業務を行う業務管理体制の是正について「指摘事項」として指導を行いました。今回の事案の発覚を受け、法人に対して令和6年6月17日付で改善勧告を行いました。

7 再発防止策

本件を踏まえて、市内全施設・事業所に対して、本事案に関する通知を送付し、不正受給による返還事例が出たことに関連して注意喚起等を行います。

給付費に関しては、抜き打ちでの施設・事業所への立入調査を実施し、届出内容と実態の確認を行います。さらに、過大請求を防止するため、間違いやすい加算項目について、FAQを整備し周知を行うとともに、自己点検表により各施設で給付費請求の自己点検を行う取組を実施します。

また、宿舍借り上げ支援事業補助金に関しては、法人や当該事業を利用している保育士に対して抜き打ちでヒアリング調査等を実施し、実態を確認するほか、当該事業の適正な利用について事業者に変更して周知します。

お問合せ先

(保育士宿舍借り上げ支援事業補助金、改善勧告について)

こども青少年局保育対策課 担当課長 岡崎 有希 Tel 045-671-4468

(給付費について)

こども青少年局保育・教育給付課長 楨村 瑞光 Tel 045-671-0201